

○岩佐委員長 それでは、委員会を再開いたします。

日程に戻りまして、日程1、陳情審査に入ります。企画総務委員会に新たに送付8-18、旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務に関する公募型プロポーザル方式（企画競争）に対する疑問と、校舎原物保存および公適配廃校14校の統一アーカイブ化を求める陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情についても旧永田町小学校関連ですので、この後予定している継続審査分と併せて一括して審査をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、（2）継続審査の送付8-10、永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情、送付8-15、旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続きの中止および適切な比較検討を求める陳情、送付8-16、旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情、送付8-17、旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情と一括して審査を行います。

本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いします。

○富澤財産管理担当課長 それでは、新たに送付された陳情に関連いたしまして、これまで本委員会でご報告申し上げました旧永田町小学校校舎に関する記録の保存・活用に向けた取組を踏まえ、情報提供いたします。

旧永田町小学校校舎につきましては、昨年度に実施いたしました校舎及び学校資料の取扱いに関する意見照会、本委員会で委員の皆様から頂きましたご意見、委員会集約の内容などを踏まえ、本年度は、旧永田町小学校に関する歴史的価値や地域の記憶を記録、保存し、将来に継承していくため、デジタルアーカイブを制作する取組を進めております。その内容は、旧永田町小学校に関する人の記憶、校舎の姿、写真や資料をデジタルの形で一体的に記録、整理するものであり、オーラルヒストリー映像の制作、校舎の3D記録と撮影、関係資料のデジタルアーカイブ化等を実施するものでございます。デジタルアーカイブ化に当たりましては、建築・文化財分野、教育史分野、ICT、デジタルアーカイブ分野の学識経験者から構成する有識者会議において、旧校舎の文化的・歴史的価値を専門的な知見に基づき確認いただくとともに、記録、保存やデジタル活用の在り方について、ご意見を頂きながら進めてまいります。また、卒業生、元教職員、地域関係者などから募集した思い出やエピソードにつきましても、映像制作やアーカイブ制作に活用し、学校や地域に関わる方々の記憶を記録として残してまいります。

なお、本年度末にはデジタルコンテンツの公表を予定しており、今後も、進捗に応じて、本委員会へご報告してまいります。

情報提供は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。情報提供いただきました。委員の方から……

○佐藤施設経営課長 委員長、施設経営課長。

○岩佐委員長 あ、失礼しました。（発言する者あり）施設経営課長。

○佐藤施設経営課長 すみません。前回7月8日の当委員会でご報告いたしました解体設計の不調といったところでした。旧区立永田町小学校解体設計業務につきましては、その後、内容を確認いたしまして、委託期間の見直しを行い、現在発注中でございます。開札は8月5日でございます。

以上です。

○岩佐委員長 はい。情報提供いただきました。委員の皆様から確認したいことはございますか。

○秋谷委員 すみません。ちょっと確認させていただきたい。ちょっと不勉強で申し訳ないんですけども。今回、永田町小学校の解体に着手することが地方自治法237条に違反すると、この陳情者はおっしゃっているんですけども、私が条文を素直に読む限り…

○岩佐委員長 秋谷委員、すみません。今の報告に対しての……

○秋谷委員 ああ、ごめんなさい、ごめんなさい。

○岩佐委員長 確認事項なので。

よろしいですか。

○秋谷委員 はい。

○岩佐委員長 今の報告に対しての確認事項は大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。すみません。ありがとうございます。

それでは、前回の陳情審査の際に、この項目が大変多岐にわたっているものでございますから、それをジャンル別に整理して審査させていただくということで確認させていただいたと思うんですけども、正副委員長で整理させていただきまして、資料をご用意しております。テーマを大きく四つに分けまして、送付番号と項目と内容、内容はあくまで概要なんですけども、概要で分けたものをまとめたものをお配りしているかと思えます。その順に沿いまして審査をさせていただきたいんですけども、まず、一番最初にボリュームが一番多いと思われる解体設計に関することから始めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

また、前回、審査等にご要望がありました地図等については、インターネットなどで既に見覧可能なものを併せて参考までにSide Booksに掲載しましたので、審査のときにはご確認ください。よろしくお願いします。

それでは、本陳情における解体設計について、執行機関に確認したいこと、ご意見ございましたらお願いします。

○秋谷委員 先ほどはすみませんでした。

今回の永田町小学校は、地方自治法の237条に反すると陳情者はおっしゃっているんですけども、私が読む限り、237条は譲渡や貸付けに関する場面の問題であって、今回の永田町小学校は譲渡や貸付けに当たるものなのではないでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 今回の旧永田町小学校に関しましては、譲渡や貸付けには当たりません。

○秋谷委員 ありがとうございます。

判例も見てみますと、この辺の判例だと、政教分離の貸付けですね、建物か何か貸し付けたというのと、あと、低廉価格での譲渡の場面の判例があったかなと思うんですけども。確かに、今回は保全ですので、私も、ここは237条が求めている議会の議決が必要な場面とはちょっと解することはできないのかなと思います。

ちょっと続けて、もう一個質問なんですけれども、公共施設マネジメントの原則とあるんですけど、私が調べたところ、総務省が自治体に求めるものであって、公共施設を担当部局の財産ではなく、自治体全体の財産として捉え、長期的かつ計画的に管理していくことを求めると。このような理解で合っていますでしょうかね。すみません。

○富澤財産管理担当課長 ご指摘のとおりかと思います。区のほうにおきましても、令和6年12月に公共施設等総合管理計画のほうを策定しております。

○秋谷委員 とすると、この原則に反する重大な手続的な瑕疵があると、どちらかというと、即しているのかなと私は感じるところでございます。

あと、陳情者の方が——すみません、どこだ。あ、すみません。建築基準法8条ですね、8条で公共財産は常時適法な状態にしておけと書いてあるのですが、32年間それを放っておいたから違法な状態、今回、こんな状態になっているんじゃないかとおっしゃっているんですけども、適法な状態を保つことが8条の趣旨であって、この32年間、永田町小学校が違法、要は建築基準法なりの法令に反するような状態であったことではないですよね。大丈夫ですかね。違法な状態であったというわけではないですよね。

○岩佐委員長 この建築基準法8条との関係をお願いします。

○佐藤施設経営課長 この施設につきましては、適宜、いろいろな使い方をされている、学校関係が多かったんですけども、その使用に即した形での維持管理は適正に行われてきているということを認識しております。現在、倉庫として使っておりますので、その維持管理といったところで、維持管理しておりますのは子ども部のほうでございますけれども、今年度でいきますと、約500万弱の予算を計上し、適切な形で維持管理が行われているというふうに認識しております。

○秋谷委員 ありがとうございます。つまり、あれですね、32年間、維持保全義務懈怠はなかったと。私もそう思うんですけども、そういった理解に私もなりました。

あとは、そうですね。あ、あと、ちょっともう一個確認なんですけど、建築基準法15条で、除却の場合、都知事への届出が必要というのがあるんですけども、これはどういった場合に適用されるのか、教えてくださいませんか。

○佐藤施設経営課長 法令関係につきましては、参考資料2のほうにございます。ご指摘の基準法第15条でございますけれども、建物を建てようとする場合または除却、解体する場合について、今回は解体でございますので、解体する場合については、解体工事を施工する者、これは請負者になりますが、それが東京——ごめんなさい、千代田区の場合ですと、建築主事のほうに除却届を提出する。で、千代田区の建築主事から東京都の知事宛て、こちらも建築のほうになりますけれども、お送りするといったところで、除却する場合においては、手続、除却届の提出が必要というものを定めたものでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質疑。

○米田委員 解体設計ということで、8-15のところなんですけど、外神田住宅との比較に関することについてお聞かせください。

外神田住宅については、地下構造体を残して、地盤面からマイナス500ミリメートルまでの解体だったと思います。一方で、永田小学校はプールとか、樹木、擁壁等も解体設計の対象としていることから、区が二重基準を用いているとのご指摘いただいております。ただ、私の理解では、解体範囲は、跡地利用が決まっているかどうかだけで一律に判断するものではないと考えております。建物の用途、規模、地下躯体、擁壁、その他地下埋設など、それぞれの施設条件に基づいて判断するものと思っております。

そこで、ちょっと確認させてもらいたいんですけど、外神田住宅、旧外神田住宅と旧永田小学校では、建物の構造や規模、地下部分の形状、敷地条件など異なっており、同一の解体仕様を一律に適用できる施設ではないという理解でよいのか、まずお聞かせください。
○佐藤施設経営課長 解体につきましては、施設の性質ですとか敷地の条件、あとは地下構造物の在り方とか、様々な与条件によって変わってくるというところがございます。

少し具体的に申し上げさせていただきますと、外神田住宅につきましては、大きな通り、昌平橋通りに面していて、奥行きが11メートル程度しかない。いわゆる解体するための作業ヤードがございませんので、おのずと解体方法、上に重機を乗せて解体して下りてくるという形のものになってくるところでございます。こちらの旧永田町小学校につきましては、学校でございますので、大きな校庭があると。一般的には、大型の重機で校庭側のほうから解体をしていくというような手順になってまいります。小型の重機で解体する場合については、重機の荷重の関係がございますので、一般的にはその下2層に補強のためのサポートを入れる仮設にお金がかかるという部分がございます。一方で、地盤面から大型重機で行う場合については、上から順次解体してまいりますので、その部分の負担がないというところがございます。ただ、表の246になりますが、その通りから、いわゆる重機の搬入口がございませんので、永田町小学校につきましては、その部分の壊し方、解体工法の検討、そういったものをこの解体設計業務の中で検討していくというところございまして、敷地形状等、様々な与条件の違いによって、検討する項目、残し方、それが変わってくるというところがございます。

○米田委員 ありがとうございます。ということは、場所、敷地、解体方法によって解体の仕方は変わってくるという認識かと思えます。

その上で言うと、今回の解体設計の発注内容、行政側の手続については、法令上、契約上、また、財産管理上の問題は確認されていないという認識でいいか、これも確認させてください。

○佐藤施設経営課長 今回進めております解体設計につきまして、特段というか、全く問題のないものということで認識してございます。

この陳情の中で様々にご懸念があるのかなといったところが、この陳情につながっている部分かなと思っておるところもございます。地下のドライエリア部分の擁壁でございますとか、敷地高低差がございますので、そういった部分の擁壁の対応等もあるかなと思っておりますので、そういったところにつきましては、この解体設計業務の中で検討を行っていくというところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。ほかに何かございますか。

今、擁壁のお話が出ていましたけれども、擁壁とか、何か一体構造調査がないと、これは手続的に瑕疵があるんじゃないかというご指摘があるので、ちょっとそれが心配になったんですけれども、その部分について、ご説明を補足できることがあればお願いします。
○佐藤施設経営課長 陳情の中で擁壁と校舎地下室の一体構造調査の欠如というようなご指摘を頂いているところでございます。ご指摘の部分につきましては、永田町小学校は昭和12年に竣工してございますけれども、そのときの建物ではなく、ちょっと年数は、調べて分からなかったんですけれども、その後、受水槽室、上水、水を飲むための受水槽室、そこを造っておりまして、その際に構築した、校庭面から見ると地下になりますけど、横の道路から見ると地下1階という部分の一層建ての部分なんですけれども、その部分のことを言われているのかなと思いますが、構造的には昭和12年の校舎と縁は切れておりますので、その今申し上げた部分と擁壁の部分については、解体設計の中で調査を行っていくというところでございます。擁壁とその建物等の図面もございませんので、まさに現地の調査を行って、あるいは残し方を検討していくという部分になろうかというふうに認識しております。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに何かご質疑は大丈夫ですか。

○秋谷委員 すみません。あと、地下埋設物設置者との協議、近接施工協議というんですかね、これは一体こういったものなんでしょうか、ちょっと教えていただければ。

○佐藤施設経営課長 ご指摘いただいている部分で、近接協議といったところで、東京メトロ5路線を含む7機関とのといったところでございます。まず、東京メトロにつきましては、参考に参考資料1といったところで、旧永田町小学校周辺の地下鉄関係のものを国土地理院の地図でお示ししている部分でございます。東京メトロのほうでは、地下鉄の構造体から20メートルの範囲内で新築あるいは解体等を行う場合については事前協議が必要というものを言っております。それが地下構造物に与える影響、あるいは振動等もあるかもしれませんけれども、実際に今般のことでいいますと、解体の設計の段階で事前協議として該当するのか、しないのか、あとは、解体する場合の制限等を事前に打ち合わせするといったものでございます。

そのほか、この場所からいきますと、上水ですとか、下水、あと、電気、ガス、通信、それから警察とか消防、あとは、前面道路が国道になってまいりますので、道路管理者等々と事前協議を行う必要がございます。これら、事前協議がまさに解体設計をするための前提条件としてなっておりますので、それらを踏まえた形での解体の仕方、あるいは一部の残し方、例えば、今、下水道と申し上げましたけれども、建物内に最終ですがあって、道路の下の下水管につながっているんですね。その場合、解体したときに、どこまで撤去するのか。いわゆる道路の下の下水管の部分をどう蓋をするのかとか、そういったものを確認していくと。下水の場合ですと、一般論で申し訳ないんですけども、かなり古い下水管とかがあったりすると、こちらが認識しているものと相手が認識しているもの、また、実は現場が違ったりという部分もございますので、そこら辺を共有しながら、場合によっては、下水道の方と現地確認して、残し方の協議をします。

そういったものを事前協議として解体設計の中で行っていった、解体の設計の中に生かしていくというものが事前協議でございます。

○秋谷委員 もちろんなんですけど、解体するときはやるんですよね。事前協議をするんですよね。千代田区として解体する場合は、もちろん事前協議するんですよね。

○佐藤施設経営課長 千代田区に限らず、どこでも解体する場合については事前協議を行って、それを踏まえた形での解体設計というのが当然と認識してございますので、どこでも行うものでございます。

○岩佐委員長 陳情の中では、事前協議が要は入札の前に行われていないと駄目なんじゃないかというご指摘だったと思うんですけど、その事前協議のタイミングに関しては、ちょっといろんな協議が段階的にあると思うんですけども、どんな協議が段階的にあるのかということと、あと、それがどこでやったら適法で、どこでやったら違法なのかというのがもしあれば教えていただけますか。

○佐藤施設経営課長 大本のいろんな上水・下水、ガス、電気等、多岐にわたりますので、法令部分がこれによってこうだということところがなかなかちょっと難しいところでございますけれども、解体工事に着手する前までに全てが了解いただいて整っていないと解体工事ができないというものでございます。ただ、そのこの部分の法令根拠がというのは、今ちょっと手元に持っておりませんので、あれでございますけれども、当然、事前の協議を行い、解体設計を行い、それを踏まえて、解体工事の発注をし、実際に着手する段では全てが片づいていないといけないというものでございます。

○岩佐委員長 なるほど。分かりました。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 これを壊すなという方と、これは有効利用していこうじゃないか。区のほうとしては、留保財産ということで整理をしていこうということ。ここをちょっとやっぱり僕は懸念するところは、当初は耐震性の云々かんぬん、やってみたら耐震性は問題なかったんじゃないかとか、そういうところについては若干私も不満なんです。だけど、そうはいいながらも、区のオール千代田でどういうふうに留保財産を活用していくのかということについての視点というのは、これはまた経営の視点であると思うんですね。そのところで板挟みながらなってくるのは、反対者が必ずいるという行政のこういういろんな様々な課題の中で、一番大切なことは、ここにも書いている「due process of law」ということなんですよ。手順・手順がいかにきちっとされているかと。そうやってきたときに、我々としては、やっぱり手順・手順がされているんだから、これについては様々なご意見があるけれどもという話になるわけですよ。

今回のところで、今、やっぱり分からなかったことが、結局は、例えば、先ほどのメトロの5路線を含むという7機関とのそれぞれの調整ということ、協議ということなんだけど、どっちが先かよく分からないんだけど、今の説明から来ると、僕が今受け止めたのは、やっぱり解体設計が進む中にこれが整理されていくというふうに認識したわけね。だけど、やっぱり陳情者のほうからすると、それをどういうふうに行くか、パラレルにやるのか、埋設にして、デュープロセスなのか分からないけども、こういう調整した前提条件がある程度分かった上から設計に入らなくちゃいけないんじゃないのと、そういう業者を決めなくちゃいけないんじゃないのという議論なんだよ。だから、そうしたときに、問題がないということについて、ここのところはもう少し分かりやすく説明していただくとありがたいかな。だったら、手順・手順は問題ないじゃないかというふうに陳情者に説明できます

からね。

○佐藤施設経営課長 事前協議の時期の問題かなといったところでございますけれども、かなり多岐にわたるといったところと専門的な部分を要するということもございますけれども、今まで解体を行ってきた建物全てにおいて、解体設計の中で事前協議を行ってきているというところはございます。ただ、もうそれこそ30年ぐらい前のときについては、自前で設計をしておりましたので、そのときは、職員が各部署に行って事前協議を行ってきたということになります。ただ、事前協議自体は当然必要なものになってまいりますので、発注前に行うのか、発注してから行うのかといったところの時間的な違いはございますけれども、ただ、解体するに当たっては、当然必要な業務でございますので、その部分が後先というものは、区が先にやるべきなのか、あるいは受託者がやるものなのかとは、そんなには大きな問題がないのかなというところはございます。

その部分で特に問題は生じていないものと認識しているところでございますし、ご指摘いただいております外神田住宅、旧外神田住宅につきましても、同様に解体設計の中で各所との事前協議を行ってきているというところでございます。

○はやお副委員長 このところは、我々も専門家ではないから、やっぱり執行機関の専門的知見をそういうふうにおっしゃるならば、場合によってはグレーなのかもしれない。どっちが先かというのは、ハンドリングは、逆に言うと、こちらに任されていることであるということであれば、手順・手続については瑕疵がないというふうに僕は言えることになると思うんで、そこはちゃんと明確に今の答弁からすると、いろいろ順番が逆はあるかもしれないけど、そういうふうにやって進めてきたということなわけね。だから、それは分かりました。

ただ、あと、一番気になることが、以前も話したように、ライフラインのいろいろなところというのはそれぞれ課題があって、解体のところについては整理しておかなくちゃいけないことだとは思いますが、ただ、一番心配しているのは、僕、与謝野先生から以前聞いたことがあるって、この前も話したように、永田町駅というのは、非常に、何というんですかね、戦前のときに、もしいろいろな様々な問題が起きたときに、陛下だとか、場合によっては、大本営みたいなものが何か秘密のところがあるというような話をちらっと聞いたことがあったんで、そういうところについては、そこまで深く掘らないから問題ないという説明なのか、そういうところについてはもう十分検証されていて、課題としてはないというふうに思っているのか、その辺のところは、これはまだ僕が仄聞するところだから、何というのかな、全然根拠がない中であれだけど、ただ、あそこは非常に頑強にいろいろな施設があったんじゃないかといって、逆に言うと、地下鉄よりもそっちのほうを私はちょっと心配している。その辺の知識って、今、こういうふうに行きま、そういうのはないですとかというなら、その辺のところをお答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 国の中核という部分がございまして、戦前でございますが、そのようなどいうようなうわさ程度になりますけれども、そういうことを聞いたところがあるところから、国会議事堂に地下通路がつながっているとか、そういう話とかも聞いたことはございますが、今、私どものほうで調べておりますもの、いろいろございますけれども、そういった中で、そういったものは発見されていないというところがございます。

敷地自体が区のものでございますので、その下に万が一何かあったとすればですけど

も、その所有者との協議になるかなと思うんですけども、現時点では、そういったものはないというところの認識でございます。

○岩佐委員長 今、万が一、敷地の下に……

○佐藤施設経営課長 委員長、すみません。

今回、解体設計を発注いたしまして、建物を解体するということでございます。今、予定しておりますのは、地下室がございますのが表通りから向かって左側の一部というところがございますので、その残し方、擁壁等も含めて、構造的な検討が必要と。それ以外の部分については、地下がございませんので、今、地下の基礎までを解体しようというところを仕様書の中に入れているということでございますので、解体の中で、万が一、地下が云々という場合については、影響がないものであろうというふうに認識してございます。つまり、影響がもしもあるような深さに入っていたとすれば、当然、記録もあるでしょうし、その建物を建てる際に影響が出る、昭和12年に建てる時に影響が出る話でございまして、仮にですけども、あったとすれば、かなりの深さ、深度があるのかなと思いますので、解体工事の中でそこへの影響、あるいは陥没するとか、そういったことはないものであろうというところで認識するところでございます。

○岩佐委員長 これは、万が一、地下があった場合に、先ほど所有者の方と協議という話をしていたと思うんですけども、それはこれから賃貸借とか、要は、この地上権についても記載があったんですけども、東京メトロなんか敷地の下を通っていると。何らかの利用権があると思っていて、地上権だった場合には、そこからお金が取れると、それが普通だと思うんですけども。これは、建物の有無によって、地上権の価値というのはそんなに変わるものなんですかね。そもそもちょっと地上権というか、何かしらの利用に関する権利がどのように設定されるのかということも併せてご説明いただけないでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 現在、敷地の一部が換気塔の用地として、また、敷地の地下部分を東京地下鉄の連絡通路等として、東京メトロのほうにそれぞれ貸し付けております。これによって、貸付収入を得まして、区有財産の有効活用を図っているところでございますが、これらの契約につきましては、土地賃貸借契約によるものでございまして、区分地上権のほうは設定されてございません。

○岩佐委員長 賃貸借契約。ということは、賃料をそのまま頂いていて、建物の土地の状況にかかわらず、賃料のお金は変わらないという認識でよろしいんでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 おっしゃるとおり、区分地上権というのは設定されておりますので、公有財産表に基づき、土地の価格のほうは貸付額を算定いたしまして頂いているところです。ですので、区分地上権がないんですけども、仮にあった場合は、確かに減額等はあるかもしれませんが、現在はございませんので、そういったことは、減額等はしておりません。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。大丈夫ですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 僕も専門家じゃないから、擁壁と校舎の地下室との一体構造調査が欠如しているよと言っているんですけど、この辺って、何か認識されているところがあるのかどうかということなんだよね。というのは何かといったら、僕は、構造的にといったら、

そういうところが解体に際して何か課題があるというのが非常に心配だから、その辺はどういうふうに区のほうとしては理解しているのか、お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 すみません。先ほどちょっとご説明したところでございますけれども、表の246から向かって左側のところで坂を下りていったというところがございまして、地上3階建てなんですけど、地盤が下がっている関係で、通りから見ると、横の区道から見ると4階建てになっていると。その先の部分なんですけれども、一層建ての建物がございまして。その上は校庭になっていると。その部分は昭和12年ではなくて、それ以降に建てたものなので、校舎との一体性はないと。ただし、横の擁壁と近づいているような部分がございますので、その部分については、今、実は地下部分は残していこうというふうに考えてございます。ただ、今回、擁壁の調査等も解体設計の中で発注いたしますので、その中で擁壁の状況、それと、先ほど冒頭でちょっと申し上げました解体重機の搬入方法、そういったところを併せて、どこまで壊していくのかというのは最終的には決定していきたいなと。その中で調査を行っていくというところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 あとは、まだ私。先ほど、秋谷委員がちょっと幾つか法律を確認していて、ちょっと地図も出していただいたんですけど、都市計画道路の関係で、これは少し一部かかっているのでしょうか。かかっていた場合に、解体設計とどのように影響があるのかというのをご説明いただけるとありがたいんですけども。

○佐藤施設経営課長 参考資料3といたしまして、千代田区都市計画図というものをご用意させていただいております。これは、まちづくりのほうで販売、あるいはホームページ等で公表しているものでございます。図面の地図の真ん中、赤色でお示したところが旧永田町小学校というところがございまして。都市計画道路でございますが、その下、茶色で示したところ、これが都市計画道路補助21号線というところでございます。右下のほうに凡例を記載してございますが、この部分については未完成区間というところになってございます。この部分自体は、道路は区道なんですけれども、区道とのやり取りの中で、幾つか場所はあるんですけども、この部分については、東京都のほうで行うといったところになっております。ただ、東京都も、各場所、都市計画道路でございますので、その中から優先整備路線というものを定め、積極的に進めているというところでございますが、この補助21号につきましては優先整備路線には入ってきていないというところでございます。

この旧永田町小学校と補助21号との線引きの部分というのが、実は、区のほうでデータ、情報等は持っておりませんので、細かい数字等については東京都のほうで持っているというところでございます。ただ、ここの部分でかかった場合、ちょっと分からないですけど、かかった場合については、白山通り等が分かりやすいかなと思うんですけども、いわゆる都市計画道路がかかっている場合の、道路ではないんですけども、そこで制限がかかってくると。その上に建てられる建物については、鉄骨とか木造とか簡易に壊せるものじゃないと駄目よとか、2階建て、3階建てとか、そういう制限がかかってくるという部分がございます。で、ここの旧永田町小学校のところでございますが、今回、解体を行うということでございまして、建物を建てるということではございませんので、ここの部

分で何か関わってくるということはございません。

○岩佐委員長 なるほど。そうだね。

あと、まだ大丈夫かな。この解体設計について、まだ皆さん確認したいところはありませんか。せっかく私も項目で整理し直したので、ちょっと項目ごとに確認させていただいているんですけど。

これですね。

○はやお副委員長 議論が拡散しないようにということで、カテゴリー別にした……

○岩佐委員長 そうですね。この8-10ですね。IPH工法の保存のための何かすばらしい保存工法があるというご指摘で、そういった最新の工法なんかは検討した上で、それは解体だけの検討ではないんですけれども、これはむしろ保存のための検討だと思うんですけれども、そういった最新のお安い工法があるということで、そういったことを検討した上で、トータルのコストなのかをご説明いただいたのか、ちょっとこの工法についてご存じのことがあれば、ご説明いただきたいと思います。

○佐藤施設経営課長 この校舎でございますけれども、Is値が0.34といったところで、基準が0.6以上、旧耐震の建物でございますので、というところがございます。ただ、建物の老朽化、あるいは耐震上の問題というものは、課題として今までもご説明してきているところでございますが、それが原因で解体するということではなく、これまでも当委員会でご説明、ご報告させていただいてきたとおり、広く区民のために老朽化した建物の機能更新に合わせたようなときの有効活用等々を踏まえた形で、留保財産として活用していく。区内4か所を指定しているところでございますが、そこの中の流れとして行っているというものでございます。

このIPH工法、様々に計算していただいている部分もございますけれども、留保財産として施設は解体いたしますけれども、仮の話としてでございますけれども、仮にですけれども、この施設を使用するのであれば、前提として建物の用途を整理するという部分がございます。用途によつての荷重の受け方、あるいは手続的な問題がございます。その用途を満たすために、耐震補強工事が必要になってくるというところがございます。国土交通省のほうで公共建築改修工事標準仕様書、耐震改修工事で行うもの、いわゆる耐震改修するに当たっては、こういうものがあるよといったところが標準仕様されているところがございます。具体的には、耐震壁を増設するとか、鉄骨のブレースとか、柱の補強とか、繊維補強とか、耐震スリット、免震、制震、そういったものを扱っているというところがございます。このIPH工法自体は、内圧充填接合補強工法ということで、よく使うのが地下室の外壁に面した壁で、クラック、ひび割れがあって、地下水が漏水しているときに、エポキシ樹脂、接着剤なんですけれども、それを圧をかけて中に圧入していくといったときに使われる部分がございます。ただ、この工法自体は、一般的なエポキシ樹脂の注入ではなくて、かなり詳細、広範囲で樹脂、接着剤を入れて、躯体自体を密にするというようなことの使われ方がございます。ただ、この工法自体が耐震補強工事ということはなかなか難しいかなと。いわゆるメインとなる鉄骨ブレースですとか、柱の繊維補強ですとか、そういった部分を補足するような形でIPH工法というものがあるのかなというところの認識でございます。ただ、既存の部材の健全化ですとか、ひび割れの補修ですとか、断面が欠損している修復、あるいは一体化する、あるいは漏水の対策、そういった

ものには適しているような工法であるというところを認識しているところでございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それで、この工法も確認できていますね。

ほかに大丈夫ですかね。幾つかまだ解体設計については、ご指摘は少し整理させていただいてはいますが、細かいところは、大体、ちょっと気になることが……（発言する者あり）そうですね。（発言する者あり）そうですね。

解体設計の発注と解体工事の発注、ちょっと私はよく分かっていなかったんですけど、解体設計の発注を今回されている中で、解体範囲が曖昧だとか、そういったことがやはり手続として不適切じゃないかというご指摘があったと思うんですけど、そこについて、解体工事と解体設計のその違いと、そこから、今回の発注の範囲ですとか、発注方法について、まだもう少しご説明いただけるでしょうか。

○佐藤施設経営課長 今回、解体設計の中で擁壁の調査、あるいは25メートルプール、小児用のプールもございます、その解体。あるいは、樹木の伐採、抜根等も設計の中に入れているというところでございます。

この設計自体を踏まえて、そのまんま全て解体工事を行うかというのは、またちょっと違う問題でございまして、調査等を踏まえた形で、どこまで解体を行うのが適正であるのか、あるいは、出来上がった解体し終わった床の形状としてどういう形状が好ましいのか。そういったものを精査した上で、解体のほうを発注していくという部分でございます。

プール部分を入れましたのは、用途が決まっていないという部分はあるんですけども、プール自体、金属製の蓋がかかっている、今、子どもの遊び場として使っている部分がございますけれども、平成の初めの頃に蓋がけ、たしか3年ぐらいだったと思いますけれども、平成の初めの頃に蓋を更新して、それ以来更新していないという部分がございますので、今現在使っている子どもの遊び場としての健全性であるとか、あるいは、今後解体する中で併せて解体したほうがいいのかと。そういったものの判断をしていくということのために、解体設計のほうで調査、設計を行っていくというものでございますので、設計イコール全てが解体を行うというものではなく、今後に向けての調査、検討、そのための委託という部分も含まれているというところでございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほか、皆さんの中では大丈夫ですかね。

解体設計について、今、少し――はやお副委員長。

○はやお副委員長 陳情のほうの8-15のところにも書いてありますが、結局は、普通、行政は、目的、こういうのに使うよということを決めてからというのが通常の流れだったと思います。でも、今回のところについては、様々なところについて、留保財産であるということを、さっきもお話したように、耐震性がどうのこうのって当初はスタートしたような気がするんですけども、後でやったら、きちっと答弁いただいて、そこは問題ではなかったと。やっぱり一番の第一義は留保財産ということで、結局は、千代田区の財産を有効活用していこうという中でのことになっていた。じゃあ、そこは、議会のほうとしても、委員会のほうとしても、その方向でという話になっていると。ただ、あと、このところで、どういうふうに整理していくかといったときに、本来であれば、ここに書いてある手順の逆転と書いてあって、巨額の財政的損害で二重投資になるんじゃないかという懸

念まで言われちゃっているわけですよ。そのところで、今回、取りあえず解体をして、その活用の在り方ということを考えつつ、その整理というのをどういうふうに、今後の、暫定的な使われ方と本格的な使われ方って二つ分かれると思うんだけど、今、なかなか庁内調整しなくちゃいけないことですから、でも、どういうふうに考えていくのか。やっぱり区民の方、陳情者はそこを懸念していることだからというところからしたときに、本来であれば、これをこうするから、もうこういうふうにやりますよというのが本来行政の進め方だと思いますけど、なかなかそうもいかないケースもあるので、このところ、どういうふうに段階論として整理していくのかというふうに考えているのか、詳しくお答えいただきたい。

○富澤財産管理担当課長 留保財産に関するご質問かと思います。留保財産につきまして、昨年度、基本的な考え方をお示しさせていただくとともに、7月8日の本委員会におきまして、旧永田町小学校を含めた四つの敷地というところ、四つの場所を留保財産として選定させていただきご報告をいたしました。現在は、旧永田町小学校は留保財産として決定しております。今後につきましては、本格活用というところは、今後、庁内で検討してまいりますとともに、本格活用が始まるまでの暫定活用というものについても、庁内のほうで需要を確認いたしまして検討してまいります。

○岩佐委員長 うーん。よく分からなかった。

○はやお副委員長 まあ、いいや。

○岩佐委員長 はやお副委員長。

○はやお副委員長 このところについては、例えば、広場で使うなりなんなりというところについて、実を言うと、九段坂病院のところも当初は、空いたら、公園にしたり、子どもたちのための遊び場にしたりということはあった。だから、そういうように、きちっと暫定はすぐ分かることだから、早急に整理をしていただいて、それでこういうふうにご安心くださいと、こういうふうにやって段階論で整理していきますというようなところを、やっぱり公共施設の在り方をこういうふうにやっていくということの整理を一つ、青写真をせめていろんなパーツの中で整理していただくということが大切なことなのかなと思うんですね。

あと、ただ、こういう話がどうして出てくるかというと、例えば、番町小学校の建て替えだとか、そういう問題が常に絡んじゃっているんですよ。だから、そこで、ご安心くださいという整理をきちっと行政側のほうとして地域事情と全体的な——だから、部分最適ということからしているのと全体最適、全体最適から考えたら、あそこは有効利用しなくちゃいけない。でも、地域的な部分最適として、こんなニーズがあるじゃないかという思いがあるからこそ残っているというのもあるので、この整理をしっかりしていただいて、でも、やっぱり大きいタームの中では、この留保財産をしっかりと前に進めていくというのは一つの考え方としてはあるから、僕も、低未利用地のところで、そのまんまにしていたらもったいないよねと言っていた口だから、これは考え方としては整理の必要がある。だけど、そうはいいながらも、ご存じのように、公適配、公共施設適正配置の問題でありながら、ここがメッカになっていたから、ここがスタートになってきたから、その辺のところを丁寧に整理していただいて、どういうふうにやったら、やっぱり、何というの、住民の方、区民の方たちとの溝ができないようにやっていくのかというところが、その整

理が一番大切だと思うんですけど。つまり、どう使われるかということなんで、この整理の仕方を、もう一度、今、この段階で整理できないとしても、こういうふうにやっていくんだという整理を少しきちっと打ち出していただくことが安心につながると思うんですけど、そこをお答えいただきたい。

○富澤財産管理担当課長 留保財産として決定したことを受けまして、今後、個別に利用方針案を策定してまいります。その中で、それをするに当たっては、庁内の行政需要であるとか、地域ニーズというものをきちんと踏まえて策定する形でございます。併せて、策定するに当たりましては、地域の方のご意見、意見公募等も行いまして、ご意見を頂戴し、利用方針案を取りまとめたいと考えております。

○岩佐委員長 はい。これから策定されるということになりますね。

今、ちょっと留保財産の話になってきたので、この続きの財産の取扱いについての項目についても、皆様からご質疑等、審査を受けたいと思いますけれども、何かこの財産取扱いの部分について、引き続きございますか。

○米田委員 8-17のところなんですけど、永田小学校は教育用財産として整備された経緯があり、その趣旨が十分に説明されていないとおっしゃられています。普通財産への財産区分変更に至る経緯の開示というところなんですけど、旧永田小学校について、学校としての用途を廃止した時期、行政財産から普通財産等へ財産区分を変更した時期、また、根拠規定とか、公有財産台帳への記載状況とかが分かればお示しいただきたいなと思いますけど、いかがでしょう。

○富澤財産管理担当課長 旧永田町小学校につきましては、麴町中学校の建て替え工事の期間中の仮校舎としての期間が終了いたしました令和4年の4月から、千代田区公有財産管理規則第35条の規定に基づいて、教育委員会から財産管理担当部長宛て協議の上、普通財産として管理をしているところです。

○米田委員 ということは、当時の法令、条例等に従った台帳処理が行われていると。で、財産区分が不明確なまま現在に至っているものではないという理解でいいのか、お聞かせください。

○富澤財産管理担当課長 米田委員おっしゃられるように、財産管理区分が不明確なまま現在に至っているということはありません。

○米田委員

8-16の同じく――あ、違うか、16のところなんですけど、日本国憲法26条のところなんですけど、日本国憲法26条や地方自治法との整合性についてというところなんですけど、永田小学校は既に学校としての用途を廃止しており、現在の児童・生徒の就学機会や教育サービスは現行の学校施設によって確保されているという理解でいいのか、お聞かせください。

○富澤財産管理担当課長 旧永田町小学校自体は、平成5年の3月末をもって閉校しているところでございます。憲法第26条の教育を受ける権利につきましては、権利との関係におきましては、特定の旧校舎を残すこと自体ではなく、児童が法律に基づいて義務教育を受ける権利が確保されているかが重要であると考えておりまして、それについては現状確保されていると考えております。

○米田委員 ということは問題ないということ。

○岩佐委員長 問題ないよね。

ほかに、財産に関することで質疑ございますか。何かいっぱいあったね。

よろしいんですか。（発言する者あり）大丈夫じゃないよね。

今、先ほど米田委員のほうから、教育用財産から行政財産には変えられたという、用途を終えられたので、変えられたというのがありますけれども、そこから留保的財産に至るまでに、前回の陳情審査の中でもご説明いただいたと思うんですけども、もう一回、財産への流れ、経緯をご説明いただいていいですかね。留保財産になるまでという経緯を、決定の仕方のプロセスを含めてお願いします。

○富澤財産管理担当課長 地方自治法上、公有財産が行政財産と普通財産に分かれまして、今回、陳情者の方がおっしゃっていただいている教育財産というのは、行政財産の中の範疇だと思います。行政財産としての使用というものについては、これまで麴町中学校の建て替えとか、あとは、それ以前に当たっても、麴町小学校の建て替えで仮校舎として使われておりますが、一番最終といたしましては、麴町中学校の建て替え工事が終了いたしました令和4年におきまして、令和4年の3月末におきまして、教育委員会のほうからこちらの財産管理担当部長宛て普通財産にする旨の協議が行われているところでございます。その協議について、こちらのほうで承認いたしまして、令和4年の4月から普通財産のほうになっている状況でございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。そうすると、今は、倉庫として先ほど使われていたと言っていたね。倉庫として、普通財産で使われていて、今回、留保財産になったということですね。（発言する者あり）

○富澤財産管理担当課長 すみません。留保財産に至るまでの決定というところがちょっと抜けておりまして、申し訳ございませんでした。令和4年4月から普通財産になっておりまして、留保財産というところでは、昨年度、将来の行政需要に対応するために貴重な土地というところを留保財産として活用させていただくというところで、方針を立てさせていただき、7月8日の常任委員会でご報告させていただいた後、こちらの旧永田町小学校というところを留保財産として決定しております。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 今ご答弁いただいた部分なんですけれども、どうして旧永田町小の今までは解体されていなかったものをこの時期に解体ということになって、以前にも少し言及させていただいたんですけども、九段中学校跡地、そちらもかなり古いものであるけれども、そちらは解体ということではなく、今、子どもの遊び場だったりとかに活用されているということで、その、どうして旧永田町小学校だったのかというところをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 旧九段中学校につきましても、留保財産として併せて選定させていただいているところではございますが、こちらについては、現在、まだ使われております。また、一方で、旧永田町小学校につきましても、現在、一部倉庫とか、そういった形での建物の利用はございましたが、庁内需要というところで何かの事業に使うということとはございません。旧永田町小学校の敷地というのは、非常に区内にとっても大変貴重な広さを持っている土地でございます。ただ、今、建物があるままですと、敷地の使い方と

いうところで制約を受けるということがございますので、今回、解体させていただいて、行政需要というところで新たに活用させていただく、新たな建物を建てさせていただくというところを検討しているところです。まだその内容についてはもちろんこれから本格活用については検討するところではございますが、旧九段中学校と旧永田町小学校というところでは、その使い方、建物というところでは、今現在使われていない、旧永田町小学校は現在事業として使われていないというところがございまして、こちらについては解体するというところで決定したものでございます。

○田中委員 そうしますと、今のお話だと、立地の希少性というか、そういう部分で、旧永田町小学校の解体を選ばれたということだと思ふんですけども、逆に、一方で、校舎の希少性だったり、歴史的な背景だったり、そういうところから鑑みると、そちら、旧永田町小学校のほうを残すという選択肢もあってもよかったのかなというふうにも受け取れるわけですね。なので、その根拠というか、立地というところは分かったんですけども、校舎自体を歴史のよりある校舎を解体という選択に至った経緯という意味決定のプロセスというものをもう少し詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 校舎について、歴史的、文化的価値があるというところでは、残し方の工夫が必要なところでございます。ただ、一方で、建物がございまして、先ほどもちょっとご答弁させていただいたんですが、やはり土地の活用というところには制限がどうしても出てまいります。このため、建物は解体させていただくことといたしまして、ただ、一方で、文化的、歴史的価値というところは、デジタルを活用いたしまして、有識者のご意見も踏まえながらデジタル化、デジタルアーカイブ化してまいりたいと考えているところでございます。

○田中委員 そうしますと、じゃあ、例えば、旧九段中学校に関して、近い将来に、今は利用中だということはあるんですけども、同じように解体で区として利用するというようなことにもなり得るというか、そういう計画が今あるのか、検討し得るのか、そこら辺も教えていただけますでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 旧九段中学校につきましては、現在も事業で使用中でございまして、その事業の使用状況も踏まえまして、また、建物の年数等も踏まえまして、今後判断していくことになるのかと考えております。

○岩佐委員長 なるほどね。

ほかに財産に関することで。

○秋谷委員 委員長集約、予算特別委員会の委員長集約があったと。これは議会の問題ですので、一応、役所に――役所というか、理事者に確認することじゃないのかもしれないですけど、旧永田小学校の解体については、地域要望を勘案しつつ地域関係者との協議を行うと。委員長集約として議会側が求め、そして、区長の表明としてはそれを真摯に受け止め、執行していくと。この点に関しまして、学校関係者等から意見などは、意見交換などは実施されたことはないんでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 令和8年の予算特別委員会の委員長集約というところにつきましては、こちらのほうも――あ、ごめんなさい……

○秋谷委員 平成8年。

○富澤財産管理担当課長 「令和」と言いました。平成8年です。大変失礼いたしました。

平成8年の予算特別委員会の委員長集約につきましては、区といたしまして、それを踏まえまして、今回の解体方針に当たり、地域関係者の方々のご意見というところは、意見をお伺いしたところでございます。また、頂いたご意見を踏まえまして、旧永田町小学校の価値を将来に引き継ぐための取組というのを進めるというところでございます。

○秋谷委員 ありがとうございます。だから、解体については、地域要望を聞いてくれと。今回解体に至る予定ですから、そこで意見交換を実施されたと。そうすると、陳情者がおっしゃっている30年間、地域関係者との協議は一度も行われていない。これが区議会決議のちょっと軽視じゃないかとおっしゃっているんですけども、解体に当たり聞いているのであって、私としては別に軽視されていないかなとは感じるのですけれども、その点はしっかりとこの集約をもって――集約であったり、役所として地域住民の意見をしっかりと聞くというので行った意見交換会なんですよ。

○富澤財産管理担当課長 意見の聞き方につきまして、先ほどのご説明が不足して申し訳ございませんでした。

昨年度は、意見を伺いました方法といたしましては、地域の連合町会のほうの会議でご意見を伺ったりですとか、あと、個別に地域関係者の方、学校関係者の方に伺ったりですとか、あとは、資料の残し方等につきましても、意見照会をホームページなどで広くさせていただいたところでございます。

○岩佐委員長 はい。

ほかに何かございますか。

ちょっと先ほど教育財産から用途廃止・用途変更のときの協議があったということがあるんですけど、そういったことの議事録というものは残っているのでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 決裁文書として残っております。

○岩佐委員長 なるほど。この過程についての公開を求められているのかな。かといって、別に委員会で何でもかんでも要求して公開するというものの位置づけではないんですけども、見ようと思えば見れるのかということと、それから、こういった手続を条例化してほしい、手続をしっかりと公開しながら条例化してほしいという、これはご要望だったと思うんですけども、もうこれから条例化を、たとえ条例を制定したとしても、その条例が遡及する、遡及ってあまり普通しないんだと思うんですけど、そこは、今、留保財産に一度確定したものに対して、この過程の手続を厳格化、条例化したとしても、それが遡及するものなのでしょうか。すみません、ちょっと不勉強で。

言っている意味は分かりますか。これからつくっても、既に終わったもののプロセスの公開というのはできるところはあると思うんですよ。もし必要であれば、皆さんが見なければ見せていただくと。

総務課長、すみません。お願いします。

○吉田総務課長 これから条例を制定した場合に、一般的には遡及して適用することはないと考えているところでございます。

○岩佐委員長 そうですね。なるほど。分かりました。ありがとうございます。

ここで、割と幾つか、耐震評価の基準について、ここもちょっと前回でも少しご指摘があったと思うんですけども、耐震が危ないと言っている中で、私立学校に貸していたことに対して矛盾しているんじゃないかというご指摘なんですけど、ここについては、ご説

明は何かありますでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 こちらについては、当時の行政需要ですとか、あと、暫定活用のご判断に基づくもので、貸出しや活用されていたものと捉えております。

○岩佐委員長 それは大丈夫なのかな。

ほかに。

○はやお副委員長 今、つまり、教育用財産ということの行政財産から、当然のごとく、一般財産になった。それについての決裁はされているよということなんだけれども、一応、陳情で出ているからね。今回、陳情に従ってやるのかどうかという、ちょっと最後のところで諮らないといけないと思うんだけど、じゃあ、その決裁されているという文書については、例えば、委員会が求めたら、まあ、100条ではないから、強制の——でも、また隠すことでもないから、そういうものについては、まず、できるのかだけは確認してもらうこと。何かといったら、やっぱり陳情者に丁寧に返さなくちゃいけないから、そういうことをやるかどうかって含めて、もう一回、僕らも話さなくちゃいけないんだよ。それができるのかということね。

それと、あと、結局は、ここに書いてある遡及措置はできないといいながら、今後これを条例化してくれとかということになると、これは、ここの委員会で話すことではなくて、一応、議運に戻して、条件整備検討会だとか、そういうことでのルールづくりになっちゃうんですよ。だから、この部分は委員会として返すというふうにしなくちゃ、ここの部分はまた議長にお返しして、それで各派協、議運で整理をしていただくという形になるんだけど、ただ、その前のそのことについてはどうかということだけ、それを一度持ち帰るといふなら持ち帰ってもらっても構わないけど。

○富澤財産管理担当課長 行政財産から普通財産になったときの決裁文書でございますが、こちらについては、議会のお求めがございましたら、ご提出は可能でございます。

○はやお副委員長 ちょっとそれは検討しましょうよ。

○岩佐委員長 はい。それは要望するかどうかともまた併せてちょっと検討することにして、ほかに何か財産に関することで確認したいこととかございますか。

大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、今日はこの時間になるので、まだまだちょっと項目がたくさんありますものですから。

この整理の仕方について、ざっくりと、一応陳情書の文書を横引きしながらつくった表に基づいて、皆さんに質疑をしていただきましたが、これで取りあえず財産に関するのと、そして、解体設計に関するものの質疑は終了ということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 もし本文を読んでいる中で、関連する項目もあると思いますので、また後ほどのところで出てくればと思います。そのときには、またその旨申し出くださればと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、まだまだたくさん項目がございますので、本日は、ここまでとしまして、残りの項目については、ちょっと引き続き次の——そうですね、失礼いたしました。入札制度ですね、まだ残っているのが入札制度について、特に、これはやっぱり幅広でやってい

かなきゃいけないことですので、それから、あと、保存方法について、新しく出てきた陳情もごございますので、そこも併せて、次の、次回かどうか分からないですけども、陳情審査でやりたいと思いますので、本日はこの程度で陳情審査は継続としたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、陳情審査は終了することといたします。